

委 託 仕 様 書

1. 業務名

長崎県職員採用にかかるデジタル広告による情報発信業務

2. 業務の目的

生産年齢人口の減少、働き手側の価値観の多様化、デジタル社会の進展等により県政を取り巻く状況が大きく変化する中、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、多様で優れた人材の確保が重要な課題である。

そのためには、学生等の就職活動の段階や傾向等を意識した戦略的な情報発信が必要であり、特に若年層に対しては、早期から就職先の選択肢の一つとして長崎県職員を認知してもらうことが重要であることから、若者の関心が高いＳＮＳや動画配信プラットフォーム等へデジタル広告を配信し、長崎県職員採用募集ウェブサイト等への誘導を促進することで、若年層の認知度の向上を図り、受験者の増加につなげる。

3. 委託期間

契約締結の日から令和８年３月２７日（金）まで

4. 業務の内容

本業務の目的の達成に即した情報発信を行うことができるよう、次に掲げる（１）～（５）について、委託者と協議しながら委託業務を実施すること。なお、業務遂行にあたり発生する費用はすべて契約金額に含むものとする。

（１）デジタル広告用動画等のクリエイティブ作成

以下に基づく動画及び静止画を作成すること。また、その他広告に必要なクリエイティブがあれば作成すること。

① 動画の概要

目的	就職先の選択肢の一つとして長崎県職員を認知してもらうこと
ターゲット	大学１～２年生
配信媒体	ＳＮＳや動画配信プラットフォーム等の中から、目的の達成に即したデジタル広告の配信媒体を最低２種類選定すること
構成等	・ターゲットの印象に残り、ターゲットが魅力を感じるデザインや構成とすること ・長崎県職員採用募集ウェブサイトへの誘導につながるものとする こと（ https://saiyo-nagasaki.jinji.jp/ ） ・配信する媒体ごとに適した尺（５～３０秒程度）で作成すること ・本業務限りとなる内容を避け、継続的に利用できるものとする

② 静止画の概要

目的	長崎県職員採用ガイダンスの開催告知及び参加誘導
ターゲット	大学１～３年生
配信媒体	ＳＮＳや動画配信プラットフォーム等の中から、目的の達成に即したデジタル広告の配信媒体を最低２種類選定すること
構成等	・委託者で制作する令和７年度長崎県職員採用ガイダンスのチラシ（令和６年度のチラシは別紙参照）の情報を活用し作成すること ・令和８年２月中旬に予定している長崎県職員採用ガイダンスの開催告知及び参加につながるものとする ・配信する媒体ごとに適した形式で作成すること

③ 留意事項

- ・動画の作成にあたっては、新規作成又は新規撮影を原則とし、構成・脚本・絵コンテ・香盤表等を事前に委託者へ提出し、協議のうえ決定すること。ただし、新規作成又は新規撮影が困難な場合は、委託者と協議のうえで受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。なお、借用映像等を使用する際の費用の支払いを含めた一切の手続き等は受託者の負担により行うこと。
- ・長崎県職員の出演が必要な場合は、事前に委託者へ協議すること。
- ・作成する動画は、ウェブサイトやＳＮＳ、動画配信プラットフォーム等で再生可能なサイズ及びファイル形式とし、フルＨＤ以上の解像度とすること。
- ・完成までに２回以上の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・音楽素材やイラスト等の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。

（２）デジタル広告による情報発信

① デジタル広告の配信媒体の選定

ＳＮＳや動画配信プラットフォーム等の中から、動画及び静止画それぞれの目的の達成に即したデジタル広告の配信媒体を最低２種類選定すること。なお、配信用アカウントの開設は受託者が行うこと。

② 配信期間

少なくとも、以下の期間は配信を行うこと。

- ・静止画：令和８年１月中旬～２月上旬（１カ月程度）
- ・動画：令和８年２月（１カ月程度）

③ 地域

長崎県及び福岡県の全域

④ ターゲット層

大学１～３年生（１８歳～２１歳）

⑤ 留意事項

- ・広告料については、４（３）①に記載の本業務の目標（ＫＰＩ）を十分に達成できる金額とすること。なお、金額の設定にあたっては、事前に委託者へ提案のうえ、了承を得ること。

- ・具体的な配信期間については、クリエイティブの作成状況等を踏まえ、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・本業務の実施に伴い、本業務との関連を装う偽アカウントの発生や攻撃的な投稿が行われた場合の対応など、SNS等を事業活用するうえでのリスク管理の手法を設定するとともに、実際にトラブルが生じた場合には速やかに委託者へ報告し、必要な対応を行うこと。

(3) 目標（K P I）設定及び効果検証

- ① インプレッション数やクリック数など、動画及び静止画それぞれの目的に即した適切なK P Iを設定し、事前に委託者の了承を得ること。なお、動画についてはクリック数を、静止画についてはインプレッション数を重視するものとする。
- ② 10日に1回程度、K P Iの達成状況や効果検証等について報告することとし、その結果に基づき、必要に応じて広告の配信地域等を変更することも可能とする。
- ③ 全発信期間の終了後、期間全体としてのK P Iの達成状況や効果検証、次年度以降の提案等をまとめ、報告書を作成すること。

(4) 業務スケジュールの設定

上記の配信期間等を踏まえた業務スケジュールを設定し、事前に委託者の了承を得ること。

(5) その他、公募型プロポーザル審査委員会で提案があった取組等にかかる業務

公募型プロポーザル審査委員会で提案があった取組や、業務の目的を実現するために有効であると考えられる取組については、委託者と協議のうえ実施し、実施にかかる経費は契約金額に含むものとする。

5. 成果物等

(1) 成果物

4 (3) ③の報告書を提出すること。

また、報告書とは別に、4 (1) で作成した動画等のクリエイティブをUSB等の電子媒体に収録して提出すること。

(2) 提出場所

長崎県人事委員会事務局 職員課（長崎市尾上町3-1）

(3) 提出期限

令和8年3月27日（金）

6. 予算額

1,628千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

7. 委託料の支払方法は、精算払いとする。

8. 業務完了時に提出すべき書類

- (1) 提出物 委託業務完了届及び5(1)の成果物
- (2) 提出期限 令和8年3月27日(金)
- (3) 提出方法 郵送または持参
- (4) 提出場所 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
長崎県人事委員会事務局 職員課(担当:山口)

9. 権利の帰属

- (1) 本業務により作成された成果物の著作権は、委託者に帰属することとし、受託者は成果物の著作権者人格権の行使をしないこと。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。
- (2) 成果物の作成にあたって、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

10. 業務実施にあたっての注意事項

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 写真、情報等の使用に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者が手続きを行うものとし、当該著作権の使用等に係る経費については、契約金額に含むものとする。
- (3) 第三者が所有する写真、情報等を使用する場合は、受託者が当該第三者と調整したうえで、受託者が準備するものとする。
- (4) 本業務の実施に必要な各種手続きは、原則として受託者が行い、当該手続きに係る費用は契約金額に含むものとする。
- (5) その他本業務の実施に係る費用は、原則として全て契約金額に含むものとする。
- (6) 業務にあたっては随時、委託者及び関係者と情報共有を図り、了解を得ながら進めること。
- (7) 「4. 業務の内容」に記載のない内容については、採用された企画提案書をもとに、委託者と受託者で協議を行い、詳細な内容を決定すること。なお、受託者決定後、協議のうえで、採用された企画を一部変更することがある。
- (8) 契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール等を作成し、委託者の承認を得ること。
- (9) 受託者は、委託者が掲載を指示する事項について協議のうえ、対応することとする。
- (10) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたときは、委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

11. 問い合わせ先

- (住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
- (名称) 長崎県人事委員会事務局 職員課(担当:山口)
- (TEL) 095-894-3552
- (FAX) 095-894-3480